

平成30年5月28日

保護者の皆様

三原市立久井小・中学校
校長 今田 大助

平成30年度 台風・大雨等による警報発令時の対応について

初夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本校学校教育の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月16日に「臨時版 台風・大雨等による警報発令時の対応について」を配布していましたが、諸準備が整いましたので、三原市内の公立小学校・中学校の対応マニュアルに準拠した正式なものを配布させていただきます。ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

(1) 午前6時の段階で、三原市または三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に警報（特別警報を含む）が発令されている場合

※注意 久井小・中学校が対象となる警報（特別警報）は次のとおりです。

【警報：大雨・暴風・洪水・大雪・暴風雪】

【特別警報：大雨・暴風・大雪・暴風雪】

○小学校 → **臨時休業**、**給食停止**

※小学校が臨時休業になったことの電話連絡はしません。

（周知まで時間がかかり、即時性が保てなくなるためです。）

（メール配信はする予定です。）

○中学校 → **自宅待機**

※中学校が自宅待機になったことの電話連絡はしません。

（周知まで時間がかかり、即時性が保てなくなるためです。）

（メール配信はする予定です。）

【その後の中学校の対応については次の通りです。】

① **午前11時までに警報解除の場合は、**

中学校長が**登校時間を決定**し、中学校から待機中の生徒へ連絡する。

その際、**昼食等について連絡**します。

② **午前11時以降も警報が継続の場合は、臨時休業とする。**

臨時休業となった場合、そのことを、中学校が待機中の生徒へ連絡するとともに、翌日の時間割等の指示を出します。

(2) 午前 6 時以降 登校までに警報が発令された場合

①自宅を出る前に警報が発令されたことが分かった時

○小学校，中学校 → 自宅待機をしてください。

②自宅を出るときには警報が発令されておらず，登校途中に警報が発令された時

○小学校，中学校 → 登校を完了してください。

★その後の対応については，登校状況，気象状況等により学校長が市教委と協議し，決定する。[その後の対応＝臨時休業・途中下校・下校見合わせ・給食実施の有無 等]

★自宅待機者と登校者の把握を確実にを行います。また，対応決定後は自宅待機者へ連絡をします。

(3) 登校後に警報が発令された場合

★その後の対応については，気象状況等により学校長（園長）が事前に教委へ報告し，決定する。[その後の対応＝途中下校・下校見合わせ・給食実施の有無・給食時間の変更 等]

保護者への連絡等

○授業打ち切り，一斉下校，下校見合わせ等があった場合は，直ちに保護者へ状況を連絡します。（メール配信や電話連絡等）

○児童生徒の帰宅の確認をします。

○保護者と連絡がつかない場合は，原則として，児童生徒を学校に待機させることになります。

(4) 児童・生徒への指導

児童・生徒には次のような指導をします。

(1) 臨時休業中

警報発令の間は，絶対に外出はしない。

(2) 一斉下校時及び警報解除の場合

増水している河川には近づかない。

地盤がゆるんでいる場所には近づかない。

切れた電線には近づかない。